

小田小学校いじめ防止基本方針

内子町立小田小学校

はじめに

本校は、周囲を山に囲まれ、眼下に肱川の支流である小田川が流れるなど、自然豊かな環境にあるへき地小規模校である。児童は素直で明るく、何事にも一生懸命取り組むことができ、保護者をはじめ校区の住民は、学校教育への関心が高く、大変協力的である。同一敷地内に新しい小田幼稚園と小田中学校があり、近くには小田高校があるなど、教育環境にも恵まれている。

平成26年度から旧参川小・旧田渡小が旧小田小と統合し小田地区唯一の小学校になった。そのため、全児童の約半数がスクールバス通学となり、通学時間がかかなり長くなるなど生活環境等が大きく変わっている。

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こり得る」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために「小田小学校いじめ防止基本方針」を策定するものである。

1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの児童にも、どの学校にも起こり得ることから、学校・家庭・地域が一体となり、継続して未然防止、早期発見に取り組むことが重要である。また、いじめが認知された場合は、学校長のリーダーシップの下、学校全体で幼稚園・中学校とも連携をとりながら組織的に取り組むことが必要である。特に、いじめ未然防止活動は、教育活動の在り方と密接に関わっており、すべての教職員が日々実践するものである。

(2) いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。

(3) いじめの基本認識

- ア いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- イ いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ウ いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- エ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- オ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- カ いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- キ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ク いじめは、学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし一体となって取り組む問題である。

2 いじめ防止のための対策の内容に関する事項（未然防止のための取組等）

(1) 児童や学級の様子を知るために

児童や学級の様子を知るには、教職員の気付きが大切である。教職員が、児童と同じ目線で物事を捉え、児童と場を共有することが必要である。その中で教職員は、児童の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが重要である。

(2) 互いに認め合い、支え合う仲間づくりのために

児童は、周りの環境に大きな影響を受ける。児童にとって、教職員の姿勢は重要な教育環境の一つである。教職員が児童に対して愛情をもち、温かい学級経営や教育活動を展開することが児童に自己存在感や自己肯定感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止の上での大きな力となる。

ア 教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷付け、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、児童の良きモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められる。また、障がい（発達障がいを含む）について、正しく理解し、児童生徒の障がい特性に応じた指導を行うことが大切である。

イ 授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を設定し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で認められる経験が児童を成長させ、児童の自己存在感・自己有用感を高めることにつながる。

(3) 命や人権を尊重し豊かな心を育てるために

ア 人権教育の充実

いじめは「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを児童に理解させることが大切である。また、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、日々の指導により人権意識の高揚を図る必要がある。

イ 道徳教育の充実

道徳教育では、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目指している。人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を生活の中で生かす指導を行うことで、他者に対する思いやりや自他の生命を尊重するといった豊かな心を持った児童を育てていく必要がある。

(4) 保護者や地域への働きかけ

P T Aの各種会議や保護者会等においていじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換の場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを伝えるために、保護者研修会の開催、学校、学年だよりなどによる広報活動を行う。

3 いじめの早期発見

(1) 教職員のいじめに気付く力を高めるために

いじめは、早期に発見することが早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と児童との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気付くにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。また、児童に関わるすべての教職員の間で情報を共有するとともに、保護者とも連携して情報を収集することが重要である。

(2) いじめ発見のきっかけ

いじめは、小学校では保護者からの訴えにより発見されることが多く、中学校、高等学校と学年が進むにつれて本人からの訴えによる発見が多くなる。いじめ発見のきっかけのうちアンケート調査等で割合の少ない回答のところに発見があった場合（例えば小学校では、保護者からの訴えで発見されることが一番多いが、本人からの訴えによって発見された場合）は、いじめが相当進行していると考えられ、直ちに対応することが重要である。また、幼稚園・中学校とも連携して、園児・生徒そしてその保護者からも情報が入りやすい環境を整える。

(3) いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている児童を守りとおすという観点から、毅然とした対応をとることが必要である。

〈分類〉→【抵触する可能生のある刑罰法規】

- ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる→【脅迫、名誉毀損、侮辱】
- イ 仲間はずし、集団による無視→刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする→【暴行】
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする→【暴行、傷害】
- オ 金品をたかられる→【恐喝】
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする→【窃盗、器物破損】
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする→【強要、強制わいせつ】
- ク パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる→【名誉毀損、侮辱】

4 早期発見のための手だて

(1) 日々の観察

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、児童たちの様子に目を配る。教職員が児童たちと過ごす機会を積極的に設けることや、教室にいじめ相談の窓口があることを知らせる掲示などの工夫を行う。

(2) 観察の視点

成長の発達段階から見ると、児童たちは小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることからその時期にいじめが発生しやすくなる。担任を中心にグループや児童相互の人間関係について積極的に情報収集をし、気になる言動などに対して適切な指導を行うことが大切である。

(3) 教育相談

定期的な教育相談の機会を設けて、児童、保護者を対象にした教育相談を実施するなど、相談体制を整備することが必要である。

(4) いじめ調査アンケート（生活アンケート）の実施

月に1回のアンケートを実施する。いじめられている児童にとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、アンケート後に教育相談を必ず行い、児童の変化を見逃さないようにする。

5 相談しやすい環境づくりをすすめるために

(1) 本人からの訴えには

児童が、いじめについての相談を教職員や保護者にすることは非常に勇気がいる行為である。教職員は、そのことを十分に認識し、その対応について細心の注意を払う必要がある。また、1人の教職員が対応するだけでなく、学校内に組織を設けて組織的な対応が重要である。

いじめを訴えてきた児童に対しては、保健室等を一時的に危険回避のための場所として提供するものとし、学級担任や生徒指導主事、養護教諭等を中心に、本人の心身のケアに努める。

(2) 周りの児童からの訴えには

情報の発信者として個人を尊重し、発信元を明かさないなどの方法を取り、安心感を与えることが重要である。また、その児童へのいじめが新たに発生することがないように、相談時間や場所を確保し、日頃から相談を受ける体制を整えておく必要がある。

(3) 保護者からの訴えには

保護者がいじめに気付いた場合、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くことが重要である。

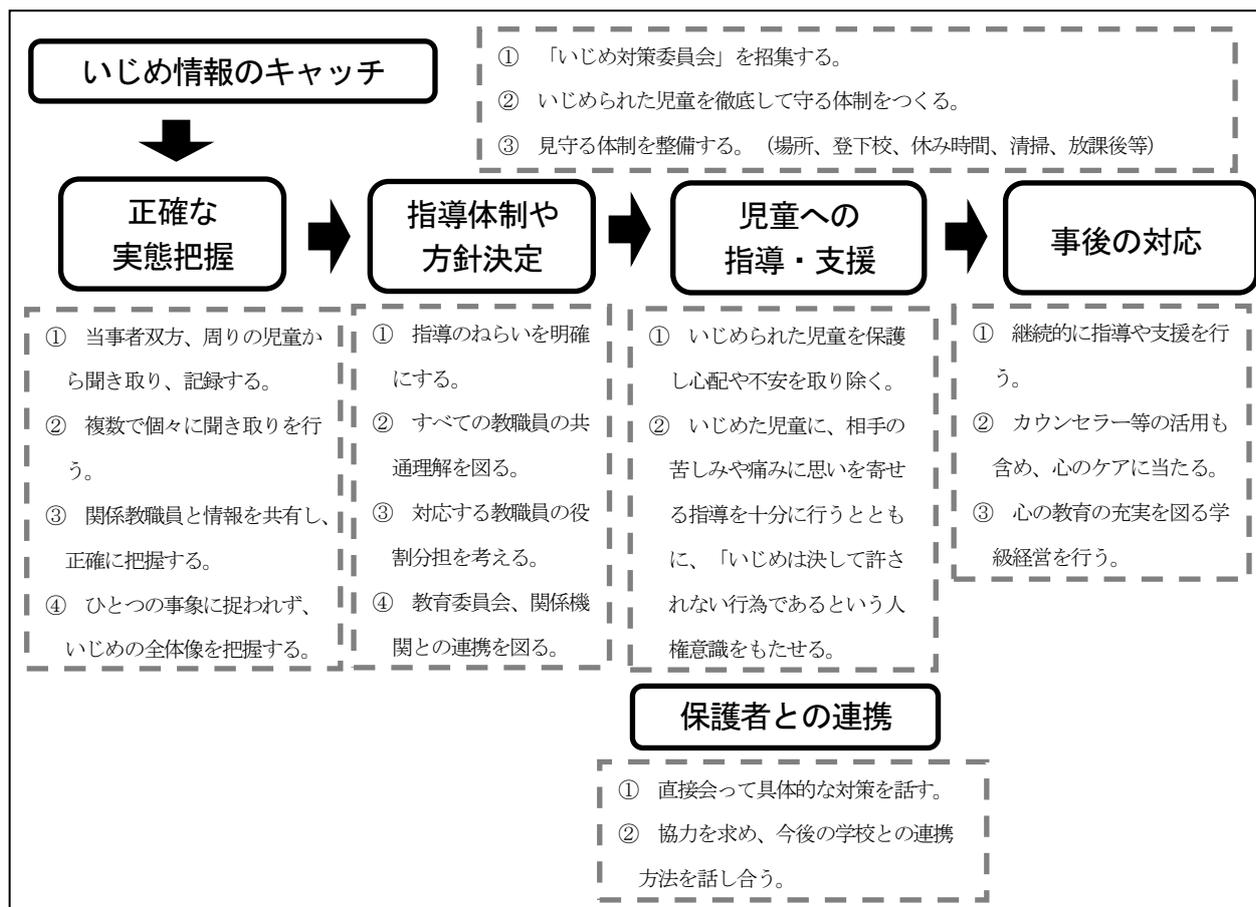
(4) 積極的教育相談（おしゃべりタイム）の実施

児童一人一人と親しく聴き・話すことで家庭環境を含めた児童理解を深め、児童の抱えている困難に早期に気づき、組織的に対応して解決方法を探ることを目的とする。学期に1回（6月、9月、2月）、全校児童を対象に教育相談を実施する。原則として、教員2名1組で朝読書の時間を利用して行う。

6 いじめに対する措置

いじめの兆候を発見した場合は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先にし、解決に向けて学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。

○ いじめ対応の基本的な流れ



7 いじめ発見時の緊急対応

(1) 事実確認と情報の共有

いじめを認知した教職員は、その場でいじめを止めるとともに、いじめに関わる者に適切な指導を行わなければならない。併せて、直ちに管理職に報告する。

いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている児童から聞き取るとともに、周囲の児童や保護者、幼稚園・中学校の教職員などからも詳しく情報を収集し、正確に把握する。また、事実確認は複数の教職員で対応し記録をとるとともに、保護者対応は事実に基づいて丁寧に行う。

(2) いじめられた児童、いじめを知らせた児童の保護

いじめられている児童、いじめを知らせた児童をいじめから徹底して守るため、登下校、休み時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

8 いじめが起きた場合の対応

(1) いじめられた児童に対して

ア 事実確認をするとともに、心情を受け入れ、共感することで心の安定を図る。

イ いじめから最後まで守ること、秘密を守ることを伝える。

ウ 必ずいじめを解決することを伝える。

エ 自信を持たせる言葉をかけ、自尊感情を高めるように配慮する。

(2) いじめられた児童の保護者に対して

ア いじめを発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し事実関係を伝える。

- イ 学校の方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ウ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- エ 継続して家庭と連携を取りながら、いじめの解決に向かって取り組むことを伝える。
- オ 家庭での児童の変化について注意し、どのような些細なことでも学校に相談するように伝える。

(3) いじめた児童に対して

- ア いじめをした時の気持ちや状況などについて十分に聞き取るとともに、児童の背景にも目を向けて指導する。
- イ 心理的な孤立感、疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

(4) いじめた児童の保護者に対して

- ア 正確な事実関係を説明して、いじめられた児童や保護者の気持ちを伝えるとともに、よりよい解決を図ろうとする想いを伝える。
- イ 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ウ 児童の変容を図るため、今後の関わり方などを保護者とともに考え、具体的な助言をする。

(5) 周りの児童に対して

- ア 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- イ 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を学級及び学校全体に示す。
- ウ はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることと理解させる。

(6) 継続した指導

- ア いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、継続的に必要な指導を行うことを怠ってはならない。
- イ 教育相談、日記、手紙などで積極的に関わり、その後の状況について把握に努める。
- ウ いじめられた児童に肯定的に関わり、自信を取り戻させる。
- エ いじめられた児童、いじめた児童双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアに当たる。

(7) いじめが解消している状態とは

- ① いじめ行為が止んでいること
被害者に対する心理的・物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、相当の期間（目安：少なくとも3か月）継続していること
- ② いじめられた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

9 ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話等を利用して、特定の児童の悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものである。インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向の把握に努め、情報モラルに関する指導力の向上を

図る必要がある。

また、ネット上のいじめを発見した場合は、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

(2) 未然防止のためには

未然防止には、第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う必要がある。早期発見には、メールを見た時の表情の変化や携帯電話の使い方の変化など、被害を受けている児童が発するサインを見逃さないようにするために、保護者への啓発と些細なことでも情報交換ができる関係づくりが不可欠である。家庭での指導が重要であることから保護者と密接に連携、協力し双方で指導を行う。

(3) 早期発見・早期対応のためには

ア 書き込みやチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を児童、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。

イ 学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になる。

ウ 学校等における情報モラル教育などを進めるとともに、保護者の理解を求めることが必要である。

10 新型コロナウイルス感染症に関するいじめへの対応

(1) 新型コロナウイルス感染症に関するいじめとは

新型コロナウイルス感染症の拡大やその対策に伴う不安やストレスから、新型コロナウイルスに感染した人や検査を受けた人、治療に当たっている医療関係者、外国人、家族など、様々な立場の人たちが、現実社会やSNSなどで誹謗中傷や差別的な書き込みなどにより傷付けられる事案が発生している。このような行為は、人を傷付け、人権を侵害する不適切なものであり、あってはならないことである。

(2) 新型コロナウイルス感染症やその予防についての正しい理解

指導に当たる教職員が新型コロナウイルス感染症やそれに関する不当な偏見や差別、いじめなどの人権侵害について正しく理解するとともに、児童が正しい情報に基づき、適切な行動がとれるよう、発達段階を踏まえた指導を工夫する。

(3) 不当な偏見や差別、いじめの未然防止や発生した時の対応

ア 公的機関などが提供する正確な情報の入手に努め、インターネットやSNSで氾濫しているうわさやデマなどの不確かな情報の鵜呑みや安易な拡散をしない。

イ 不確かな情報による思い込みや誤解、差別的な言動への安易な同調などをしない。

ウ もし不安が大きくなったり、自分自身が傷付けられたりしたときは、一人で悩まずすぐに家族や友人、学校の職員など、信頼できる人に相談するよう配慮する。

エ 傷付いたり、不安な気持ちを抱えたりしている人に対して、思いやりのある言動ができるようお互いの人権を尊重する意識を大切にする。

オ 児童の、新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別、いじめなど、不適切な発言等については、その場で指摘し指導する。

(4) 保護者との協力・連携

不確かな情報に惑わされ、人権侵害につながることを防ぐよう、国や地方公共団体などの公的機関が発信する正しい情報の入手や、不当な偏見や差別、いじめの予防のために正しい理解と認識を得られるよう家庭での話し合いを促す。また、児童の些細な変化に気付

き、いじめに関わる心配等がある場合には、積極的に学校や関係機関等への連絡や連携を図るよう依頼する。

(5) 個人情報の保護に留意する

児童・保護者等から新型コロナウイルス感染症の症状や検査等についての相談・連絡があった場合、不適切な対応により不当な偏見や差別、いじめが生じないように、個人情報の取り扱いには十分配慮する。

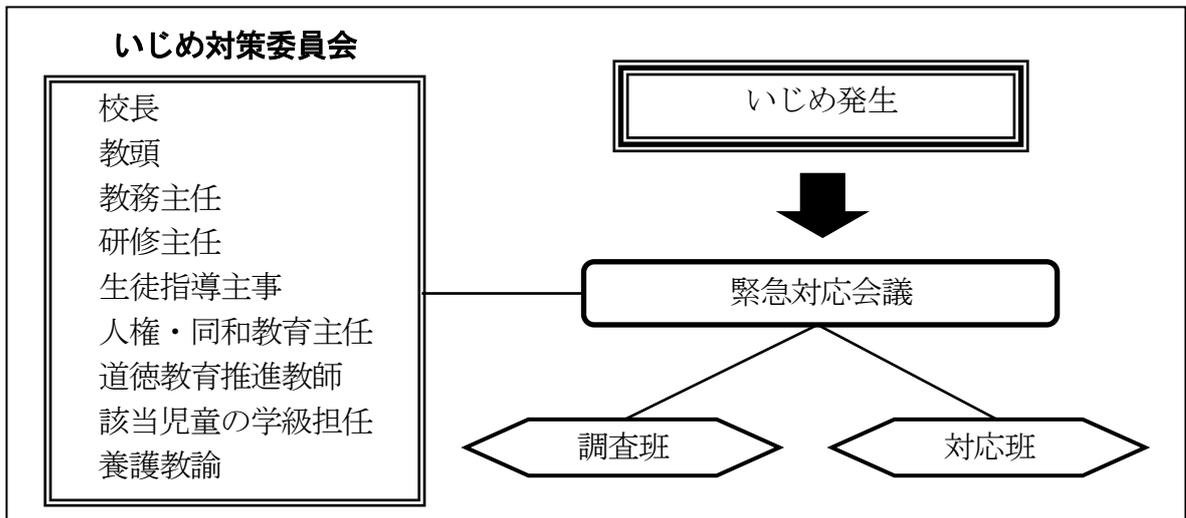
11 いじめ対応防止等の対策のための組織の設置

本校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するためいじめ問題に特化した「いじめ対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全体で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行うものである。また、組織が有効に機能しているかについて定期的に点検・評価を行い、常にチーム体制の適正化を図るものである。

(1) いじめ対策委員会の設置

ア 定例のいじめ対策委員会は、月に1回程度開催する。

イ いじめ事案の発生時は、緊急対応会議を開催し、事案に応じて調査班や対応班を編制し対応する。



(2) いじめ防止指導計画の整備について

いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を作成し、学校全体でいじめ問題に取り組む。

12 重大事態への対処

学校は、重大事態に対処し、その当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに「小田小学校いじめ調査委員会」を設け、質問票の使用その他適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

(1) 重大事態とは

ア いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる時（児童が自殺を企図した場合・身体に重大な傷害を負った場合・金品等に重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発症した場合）

イ いじめにより児童が相当期間学校を欠席することを余儀なくされていると認められる

時（不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により対処する。）

ウ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時

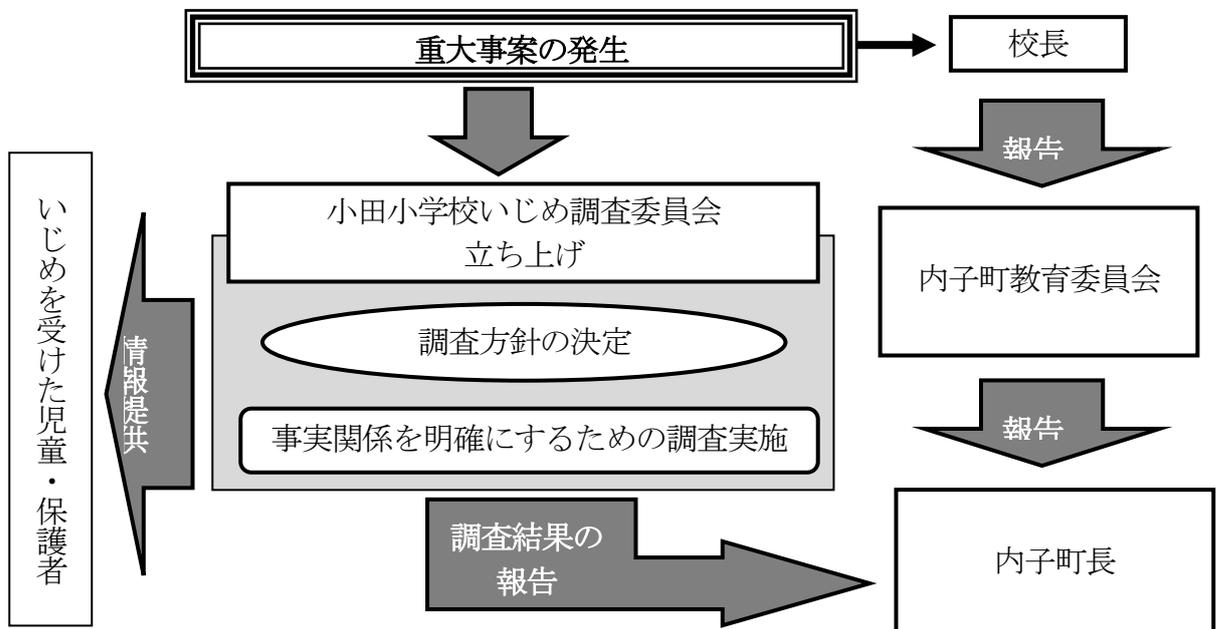
(2) 調査主体

内子町立小田小学校

(3) 調査を行うための組織

小田小学校いじめ調査委員会

小田小学校いじめ対策委員	小田地区民生児童委員	
内子町教育委員会教育長	内子町教育委員会	学校教育課長
P T A会長	P T A副会長	
臨床心理士	愛媛県発達障害者支援センター(医師)	



いじめ早期発見のためのチェックリスト

1 いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 教職員がいないと清掃がきちんとできていない
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている

2 いじめられている児童

○ 日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- おどおど、にやにや、にたにたしている
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 顔色が悪く、元気がない
- 早退や一人で下校することが増える
- 遅刻・欠席が多くなる
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- 時々涙ぐんでいる
- 友達に悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

○ 授業中・休み時間

- 発言すると友達から冷やかされる
- 一人でいることが多い
- 班編制の時孤立しがちである
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員の近くにいたがる
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする

○ 昼食時

- 好きな物を他の児童にあげる
- 他の児童の机から机を離している
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 食べ物にいたずらされる

○ 清掃時

- いつも雑巾がけやゴミ捨てなどの当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている

○ その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる

- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 理由もなく成績が突然下がる
- 服に靴の跡がついている
- ボタンが取れたり、ポケットが破れたりしている
- 手や足に擦り傷やあざがある
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 必要以上のお金を持ち、友達におごるなどする

3 いじめている児童

- 多くのストレスを抱えている
- 家庭や学校で悪者扱いされていると思っている
- あからさまに教職員の機嫌をとる
- 特定の児童にのみ仲間意識を持つ
- 教職員によって態度を変える
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- グループで行動し、他の児童に指示を出す
- 他の児童に対して威嚇する表情をする
- 活発に活動するが他の児童にきつい言葉をつかう